

AED（自動体外式除細動器）賃貸借仕様書

1 品目

AED（自動体外式除細動器）

2 規格、数量等

（1）AED（自動体外式除細動器）一式

| 品名 | 規格 | 数量 |
|--------------------|--------------|-----|
| AED (自動体外式除細動器) | 「器具の性能等条件」参照 | 26台 |

（2）付属品及び消耗品

本体1台当たりに付属する装置等は、次のとおりとする。ただし、除細動用電極パッドについて、成人用（小学生から大人用）と小児用（未就学児用）を区分することなく使用することができる場合（スイッチによる切り替えも可。）は、小児用の除細動用電極パッドの付属を省略することができる。

| | |
|------------------------|----|
| ア バッテリ | 1個 |
| イ 除細動用電極パッド | 2組 |
| ウ 除細動用電極パッド（小児用） | 1組 |
| エ レスキューキット | 1組 |
| オ キヤリングケース | 1個 |
| カ 取扱説明書（日本語） | 1部 |
| キ AED表示シール（A4サイズ程度のもの） | 1枚 |

（3）AED収納ボックス

| 品名 | 規格 | 数量 |
|-------|-------------|-----|
| 収納ケース | 壁据付型（警報装置付） | 26台 |

3 納入（設置）場所等

別紙のとおり

4 器具の性能等条件

（1）本体、付属品等

- ア JRC蘇生ガイドライン2020に対応しているものであること。
- イ 医療用具として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けているものであること。

- ウ 医療従事者以外の者であっても使用することができるものであること。
- エ 出力波形は、二相性波形であること。
- オ 電気ショックエネルギーは、200ジュール以下であること。
- カ 機器の待機・動作時における温度条件は0°Cから50°Cの範囲を含むこと。
- キ 機械内部回路、電極、バッテリ等を診断することができる自己診断機能を有し、異常がある場合は、音声、光シグナル、アラーム音等により周囲に警告することができるとともに、当該異常個所について確認することができるものであること。なお、電極パッドについては、使用期限を毎日確認し異常があれば光シグナル等により周囲に警告することができるものであること。
- ク 日本語の音声アナウンスによる操作ガイドにより、操作を行うことができるものであること。
- ケ バッテリーは、待機状態で複数年の寿命を確保できるものであること。
- コ 使用時の心電図データ等を保存することができる媒体（本体内部へのメモリ一機能を含む。）を有しているものであること。
- サ 新品であること。
- シ 除細動用電極パッドの使用期限は、受領日から1年以上を有するものとし、袋ごとに明記されていること。
- ス 遠隔監視により、AED本体の状態及び消耗品の期限等を確認でき、使用期限が近づいた時又は機器の異常の際には、メール配信等により情報を提供できること。

（2）AED収納ボックス（壁据付型）

- ア ドアの開閉アラームは、原則として90dB以上の警報音を発するものであること。
- イ メンテナンス用キー又はスイッチによりON/OFFの操作を行うことができるものであること。
- ウ 新品であること。

（3）賃貸借内容

- ア AED（自動体外式除細動器）（AED収納ボックス、付属品等含む）の賃貸借は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、その契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、令和9年4月1日以降の年度において、賃借人の当該賃借料に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該削除のあった会計年度の前年度の末日をもって、この仕様に係る契約を終了するものとする。
- イ AED収納ボックスについては、指定した場所への設置を行うものとし、その費用は賃借料に含むものとする。
- ウ 上記「2（2）付属品及び消耗品」のうち、アからエまでの消耗品について、

使用した場合（すみやかに交換）及び使用期限が切れる前に、賃貸人が担当課と日程調整の上、直接訪問し交換することとし、その費用は賃借料に含むものとする。

- エ 賃貸借に係る機器等については、常時正常な状態で使用できるよう必要に応じて保守点検を行うこととし、その費用は賃借料に含むものとする。
- オ 盗難や破損の場合にも、一般に行われている動産総合保険において賃借人の故意又は重大な過失による場合等の保険による補償の対象外となる場合を除き、無料で交換や修理をすることとし、その費用は賃借料に含むものとする。
- カ 賃貸借期間満了後、原則としてAED（自動体外式除細動器）を回収しAED収納ボックスを取り外すこととし、その費用は、賃借料に含むものとする。
ただし、担当課との協議により別に定める場合はこの限りではない。

5 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で調達課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

AED 設置場所一覧

契約期間令和8年4月1日から令和13年3月31日

| | | |
|---|--------------|-------------|
| 1 | 和歌山市役所本庁舎14階 | 和歌山市七番丁23番地 |
|---|--------------|-------------|

【担当課】管財課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計1台

| | | |
|---|---------------------------|-------------|
| 1 | 和歌山市役所本庁舎11階 エレベーターホール | 和歌山市七番丁23番地 |
|---|---------------------------|-------------|

【担当課】スポーツ振興課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計1台

| | | |
|---|-------------|------------|
| 1 | 和歌山市役所南別館1階 | 和歌山市一番丁3番地 |
| 2 | 和歌山城天守閣 | 和歌山市一番丁3番地 |
| 3 | 和歌山城公園動物園 | 和歌山市一番丁3番地 |

【担当課】和歌山城整備企画課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計3台

| | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 今福靈園管理事務所 | 和歌山市今福2丁目2番4号 |
| 2 | 杭の瀬共同浴場 | 和歌山市杭ノ瀬79番地10 |

【担当課】保険総務課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計2台

| | | |
|---|----|---------------|
| 1 | 斎場 | 和歌山市南出島100番地1 |
|---|----|---------------|

【担当課】保険総務課 斎場

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計1台

| | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 保健所 2 階 | 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号 |
|---|---------|----------------------|

【担当課】総務企画課

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 南保健センター | 和歌山市田尻 493 番地の 1 |
|---|---------|------------------|

【担当課】地域保健課 南保健センター

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 西保健センター | 和歌山市松江 775 番地の 1 |
|---|---------|------------------|

【担当課】地域保健課 西保健センター

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 水産振興事務所 | 和歌山市田野 101 番地 3 |
|---|---------|-----------------|

【担当課】農林水産課

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|------------------------|------------------|
| 1 | 青岸エネルギーセンター 4 階事務所前 | 和歌山市湊 1342 番地の 3 |
|---|------------------------|------------------|

【担当課】青岸エネルギーセンター

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|--------------|------------------|
| 1 | 北コミュニティーセンター | 和歌山市直川 326 番地の 7 |
|---|--------------|------------------|

【担当課】生涯学習課

【契約期間】令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

【設置台数】各箇所 1 台 計 1 台

| | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 芦原福祉館 | 和歌山市雄松町 3 丁目 50 番地 |
|---|-------|--------------------|

| | | |
|---|--------|----------------|
| 2 | 本渡福祉館 | 和歌山市本渡397番地の4 |
| 3 | 善明寺福祉館 | 和歌山市善明寺390番地の3 |
| 4 | 平井福祉館 | 和歌山市平井18番地の2 |

【担当課】高齢者・地域福祉課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計4台

| | | |
|---|----------------|-----------------|
| 1 | 平井ふれあいセンター | 和歌山市平井72番地1 |
| 2 | 杭の瀬児童・地区福祉センター | 和歌山市杭ノ瀬77番地の10 |
| 3 | 芦原児童館 | 和歌山市雄松町5丁目2番地の1 |
| 4 | 善明寺児童館 | 和歌山市善明寺390番地の1 |
| 5 | 岩橋児童館 | 和歌山市岩橋1329番地の5 |
| 6 | 鳴神児童館 | 和歌山市鳴神966番地の1 |
| 7 | 木ノ本児童館 | 和歌山市木ノ本728番地の1 |
| 8 | 本渡児童館 | 和歌山市本渡435番地の1 |

【担当課】子育て支援課

【契約期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日

【設置台数】各箇所1台 計8台

契約期間令和8年4月1日から令和13年3月31日分 合計26台

賃貸借契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、AED（自動体外式除細動器。以下「目的物」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は目的物を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

- 2 乙は、その費用において、次条第1項第1号及び第2項各号に掲げるものを甲の指定する場所に設置するものとする。
- 3 乙は、その費用において、偶然かつ外来の事故に起因して目的物の盗難や破損があった場合には、賃借人の故意又は重大な過失、通常の使用結果として生ずる損耗、さび、変質、汚損、擦損その他の一般に行われている動産総合保険において補償の対象外となる事由に起因するものを除き、目的物の交換や修理をするものとする。
- 4 乙は、その費用において、次条第2項第2号から第5号までについて、甲の使用後又は保証使用期限を越えた場合には、速やかに交換するものとする。
- 5 乙は、甲に目的物の操作方法を指導するものとする。
- 6 乙は、目的物の修繕等目的物が當時正常に稼動し得るようするものとする。

（目的物の機種等）

第2条 目的物の機種、台数及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 機種 〇〇〇〇〇〇
- (2) 台数 〇台
- (3) 設置場所 和歌山市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 目的物には、その目的物に適合する次のものを含むものとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) AED収納ケース（壁据付型、警報装置付） | 1組 |
| (2) バッテリ | 1個 |
| (3) 除細動用電極パッド | 2組 |
| (4) 除細動用電極パッド（小児用） | 1組 |
| (5) レスキュークリップ | 1組 |
| (6) キヤリングケース | 1個 |
| (7) 取扱説明書（日本語） | 1部 |
| (8) AED表示シール | 1枚 |

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年〇月1日から令和13年〇月〇〇日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月払いとし、各月の賃貸借料は〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇〇円を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は甲に対し当該月の翌月に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大

臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務等）

第7条 甲は、目的物を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

- 2 乙は、目的物に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により目的物を損傷したときに限り、甲に損害賠償をすることができる。
- 4 乙は、目的物を甲が使用することにより、救命措置を行えることを保証するものではないものとする。
- 5 乙は、目的物の操作上及び管理上の過誤について責任を負わないものとする。

（通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

- (1) 第2条第1項第3号の設置場所を変更するとき。
- (2) 目的物の一部の取替え若しくは改造又は目的物にほかの機械器具を取り付けるとき。

（料金の改定）

第9条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。
- 3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠

賃金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(目的物の返還)

第13条 甲は、この契約が満了したときは、目的物を速やかに乙に返還しなければならない。

ただし、甲乙協議により別の定めがある場合はこの限りではない。

2 前項の規定による返還を行う場合において必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

(機密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

乙